



【第 63 回】 2013 年 12 月 11 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

次の消費増税で導入予定の軽減税率

公明党案は本当に事務負担軽減になるか

自民党と公明党の税制協議会で、軽減税率の議論が真っ盛りだ。自民党の消極論の理由は、インボイスの導入に伴う事務負担の増加であるが、これに対して公明党は、インボイスなき軽減税率の導入を主張している。しかし、インボイスなき軽減税率は、消費税の一部が事業者の手元に残る「益税」を拡大し批判を招き、日本の消費税の信頼を損なう恐れがある。

■ 自公税制協議会における議論の中身

現在、与党(自公)の税制協議会で、軽減税率の議論が繰り広げられている。消費税率が10%に引き上げられる15年10月には、「軽減税率の導入を目指す」ことが本年初めの与党税調の決定事項となっており、12月中旬には結論を出す必要がある。

8%への引き上げ時は、簡素な給付措置ということで、住民税非課税世帯への1万円の給付金が決定されているが、10%引き上げ時は、軽減税率か給付付き税額控除(低所得者に対する税の還付など)かのいずれかで対応することとなっている。

軽減税率の問題点は、第44回で指摘したように、税収減をどうまかなうのか、軽減税率を導入しても逆進性はなくなるのではないか(お金持ちも同様に恩恵を受けるので)という点と、事務負担の増加の3点である。今回は事務負担の増加に的を絞って論じたい。

事務負担の増加というのは、以下のようなことである。

消費税の納税義務者は事業者であるが、納付する消費税額は、売りに係る消費税額から仕入れにかかった消費税額を控除して(仕入れ税額控除)計算する。その際、欧州諸国では、請求書などに「消費税額」を記入することを「義務付け」ている。これにより、納入側(売手)側と仕入れ側(買手)の適用税率の認識を一致させることが可能になる、これがインボイスである。

これに対してわが国では、単一税率ということもあり、請求書などの証票に税額を書く義務は課せられていない。単一税率なので、請求書等の金額を合計し、それから消費税額は逆算できるので、請求書等を保存しておけばいい(請求書等保存方式)のである。

この方式をとる理由の一つとして、免税義務者が取引から疎外されるということが生じないようにする、という配慮も働いている。免税事業者はインボイスが発行できないので、取引の相手側から排除される可能性があるのである。この点についても第 44 回で述べた。

このようなこと、つまり、事業者の事務負担の増加への対処、免税事業者への配慮という理由から、公明党は、インボイスがなくても、つまり現行の請求書等保存方式を少し変えるだけで軽減税率を導入できるという議論を展開している。

しかしそんなことが可能なのだろうか。

■ 公明党案の疑問点

わたしは、12月3日、BSフジのプライムニュースで、公明党の斎藤鉄夫税制調査会長、竹内譲税制調査会副会長と軽減税率について、議論をする機会があった。その際、竹内副会長からインボイスなき軽減税率のアイデアが示されたが、それはおおよそ次のようなものであった。

請求書等に、商品ごとに適用税率をわけて、軽減税率適用品目には印(アスタリスク)をつける、そのうえで、軽減税率対象品目の消費税額と標準税率

適用品目の消費税額をそれぞれ記入する、という考え方である。全事業者に義務付けるかどうかは、明確でなかった。

このように、商品ごとに軽減税率適用品目か否かを区分して、その消費税額を別記する、これを取引業者に「義務付ける」場合には、欧州型のインボイスと何ら変わらないことになる。したがって、事業者の手間が軽減されるわけではない。現に、番組中に事業者の方から、「公明党案では事業者の手間は変わらない」とのコメントが寄せられた。

ここからは推測だが、公明党案では、このような請求書の発行を全事業者に「義務付ける」ことはしないのだろう。なぜなら「義務付け」れば、事務の手間はインボイスと変わらない上に、免税事業者は、消費税負担はないのだから、税額を記入できず、仕入れ側は税額控除できないので、免税事業者が取引から敬遠されることになるからである。

■ 「義務づける」ことが重要

議論は複雑であるが、商品ごとに軽減税率かどうか区分し、消費税額を計算し、それを別記するということは、公明党案でもインボイスでも変わりはない。つまり事務の手間がかかるという点においては、それほど差異はない。

しかし、上記のことを法律で「義務付ける」かどうかという点が重要で、発行を義務付けることにより、税務弘報当局が番号を付してその証票の適正性を管理することができるのである。欧州のインボイスには、欧州統一番号がつけられ、その信憑性を判断できるようになっている。

免税事業者への配慮から、消費税額の記載の「義務付け」をはずせば、金券と同じ価値を持つ証票の信憑性のチェックが甘くなり、適正な消費税の課税とかけ離れたものになってしまうのではないか。

これまで公明党は、生活者目線に立ってさまざまな福祉政策の拡充などを行ってきており、その役割は大きいと筆者は評価している。

しかしこの問題に限って言えば、生活者目線の軽減税率の導入が事業者の反発を買うという思わぬ展開になってしまっている。

軽減税率はデメリットが多く、可能な限り導入時期を延ばすことが望ましい。しかし消費税率が10%を超えれば、導入せざるを得なくなる時期が来るわけで、今回の議論はその時のために有益な参考になるのだろう。